

2021 年度事業計画書

公益財団法人 笹川保健財団

【公益目的事業】

ハンセン病対策、地域保健の推進、公衆衛生の向上を活動テーマに、すべての人々の保健の向上に貢献する事業を行う。

〔事業の概要について〕

患者数の減少による各国のハンセン病対策の優先順位の低下により、近年では、新規患者数は横ばい状態となっている。また、依然、患者や回復者およびその家族に対する偏見・差別が根強く残っている。このような現状に鑑み、当財団は自らの経験・知見・人的ネットワークや資源を活用し、ハンセン病の保健・人権問題等への対策を政策レベルでの推進を図ると同時に、現場レベルでの着実な実施も後押しし、患者・回復者やその家族が社会の一員として必要な治療・サービスを楽しむことができる社会を実現することを目的に事業を実施する。

また、急速な超高齢社会の進展により、医療施設以外におけるケアの場とその担い手の養成が喫緊の課題となっていることを受け、すべての人々が地域社会において、健康で質の高い生活ができるための重要なアクティビティである看護力の強化を行う。特に、国が進める地域包括ケアシステムにおいて、その中核としての役割を担うべき在宅/訪問看護を、24 時間 365 日、継続的に実践できる看護師を養成し、その拠点となる事業所の機能強化に努める。さらに、これらの人材を活用し、地域における療養のみならず、すべての人々の生活を護りうる保健医療体制を構築するための支援を行う。

さらに、長年にわたり培ってきた放射線災害、疾病対策、公衆衛生分野における内外の専門機関や専門家等とのネットワークを活用し、グローバルな人材育成やプロジェクトへの支援を行う。

【1】 ハンセン病対策推進のためのアドボカシーと関係諸機関との連携・協力

ハンセン病蔓延国等でのハンセン病対策を推進するため、WHO ハンセン病制圧大使の活動や調査等を通し、各国政府や国際機関への働きかけを行う。また、効果的な活動実施のため、世界保健機関 (WHO) をはじめとする国際機関、ハンセン病ゼロのためのグローバルパートナーシップ (GPZL)、関係国政府、国際 NGO、研究者、当事者団体、国連特別報告者等関係者との連携強化、ハンセン病制圧・差別撤廃に寄与する会議開催/出席、技術協力等を実施する。

【2】 ハンセン病制圧活動

ハンセン病の治療薬が広く普及し、2000 年に世界レベルでのハンセン病制圧が達成されると、各国政府のハンセン病対策は勢いを緩め、新規診断患者数は 10 年以上にわたり 20 万人前後で横ばいが続いている。このような状況を改善し、世界保健機関 (WHO) 世界ハンセン病プログラム (GLP) が 2021 年から 2030 年の戦略目標として掲げる、1) 新規診断患者の 7 割削減、2) 120 か国での新規患者ゼロ達成、3) 障がいを持つ患者の 9 割削減、4) 子供の発症率 9 割削減の達成に寄与するため、WHO をはじめとする国際機関、GPZL、関係国政府、国際 NGO、研究者、当事者団体等様々なアクターと協力し、ハンセン病蔓延国が主体となり、質の高い医療体制を実現し、

積極的な新規患者発見活動、感染拡大の防止、早期発見・早期治療等を達成するための活動を支援する。

【3】 ハンセン病差別撤廃活動

ハンセン病が治療により治る病気になった今なお根強く残る偏見や差別は、患者が早期に診断を受け、適切な治療を受けることや、社会の一員として生活していくことを妨げる大きな要因となっている。病気の診断・治療が遅れると障がいの発生に繋がり、それが原因で社会から疎外され更なる差別を呼ぶという負の連鎖が生まれる。このような状況を改善し、ハンセン病問題を根本的に解決するため以下の活動を行う。

(1) ハンセン病当事者のエンパワメント

ハンセン病問題解決のための中核となる当事者団体が、社会で確固たる基盤を築き持続的に発展していくための組織基盤強化や団体間のネットワーク強化、当事者のエンパワメントにつながる活動やハンセン病への差別撤廃のための活動を、インド、インドネシア、バングラデシュ、ミャンマー、中国、ブラジル、エチオピア、コロンビア等で支援する。

(2) ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発と理解の促進のためのシンポジウム、セミナー、講演会、展示会等の実施

2006年より開催してきたハンセン病への差別撤廃にむけたグローバル・アピール、ハンセン病の医療面、社会面、歴史保存に関するオンラインセミナー等を多様なアクターと協力し実施する。

(3) ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発

WHO ハンセン病制圧大使ニュースレター、ウェブサイト、メールマガジン、SNS 等での情報発信等を通し、各国政府、国際機関や市民社会への働きかけを行う。

【4】 ハンセン病歴史保存活動

近年、患者数の減少によりハンセン病に関わる記録や史料が急速に散逸・消失の方向にある。ハンセン病の歴史は、治療の変遷、共生社会実現のための取り組み、人権問題への提唱等、現在、そして未来によりよい社会を作るため、学ぶべき点を多く含む。ハンセン病問題克服の歴史の中から得られる知見を次世代につなぐため、以下の活動を通し、ハンセン病の歴史保存を実施する。

(1) ハンセン病歴史保存支援

各国の歴史的資料の収集・保存・展示、歴史研究、専門家の育成、関係者間のネットワーク構築を支援する。

(2) 国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報

ハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ると共に、ハンセン病の歴史に関する貴重な資料を次世代へ継承するため、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の管理運営、並びに、国立ハンセン病療養所に設置され、国立ハンセン病資料館と同様の役割を果たしている社会交流会館等の運営支援を行う。管理運営にあたっては、

ハンセン病に関するシンポジウムや公開講座の開催、啓発資料の制作等の業務もあわせて実施する。なお、本事業は厚生労働省が実施する一般競争入札（総合評価落札方式）に参加し、委託を受けて実施する。

【5】 看護の啓発・普及活動

地域保健の推進のため、看護の啓発と普及を支援し、またそのための活動を行う。

(1) 在宅看護等に関する研究・調査支援

地域社会における看護の充実・向上を目的に、在宅/訪問看護、在宅緩和ケアをはじめとする、先駆的・独創的研究や実践的な調査活動等を支援（助成・業務委託）する。

(2) 在宅看護等の周知啓発活動支援

地域社会における在宅/訪問看護、在宅緩和ケアの適正な活用とその効果を広く普及するため、地域密着型の各種啓発活動等を支援（助成）する。

(3) 地域保健の担い手への研修及びネットワークの維持構築

地域保健の担い手を対象に、在宅/訪問看護、在宅緩和ケアや、生活、療養、医療、介護、看取り等に関する情報交換や啓発・研鑽の機会を提供すると共に、それら担い手のネットワークを維持構築する。

【6】 看護人材の育成活動

プライマリ・ヘルス・ケアの推進を担う医療、福祉、保健従事者を主な対象に、地域社会におけるリーダーとして、地域保健の推進に寄与する人材を育成する。

(1) 在宅看護人材育成

在宅/訪問看護センターを運営する看護師等と協働し、地域包括ケアシステムの中核としての機能・役割について認識し、自らの意識・行動変容に寄与する研修を行う。また、在宅看護センターを対象としたフォローアップ支援を行う。

(2) 地域保健を担う人材の育成

地域保健の現場や教育・研究・行政機関等で、地域保健の推進に寄与する人材を育成する。

【7】 公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰活動

(1) 公衆衛生向上のための支援

WHO 等の国際機関や、国内機関との協力の下、公衆衛生向上のための保健医療協力を目的とする専門家派遣や活動支援を行う。

(2) グローバル人材の育成・推進

保健・医療の現場、緊急時に的確な判断や対応が可能なグローバル人材の育成・強化のため、国内外における研修、セミナー等のプログラムを実施する。

(3) チェルノブイリ関連共同研究

1990 年以降実施のチェルノブイリ医療協力の成果を基盤に、国際機関や諸外国との共同研究を行う。また、米国の National Cancer Institute と連携し進めている「チェルノブイリ甲状腺組織バンク (Chernobyl Tissue Bank : CTB)」運営のフォローアップを行う。

(4) WHO 笹川健康賞

世界各国の保健衛生分野、特にプライマリ・ヘルス・ケアに著しい功績をあげた個人、または団体を顕彰する。2021 年度の受賞者は、2 月の選考委員会で個人のジョイント受賞で Dr. Amal Saif Al-Maani (オマーン) と Dr. Wu Hao (中国) に決定。5 月の WHO 世界保健総会でトロフィーと賞金を授与する。

(5) FAPA (アジア薬剤師会連合) 石館賞

アジアの国々の公衆衛生向上のために、薬剤業務、研究、教育を通じて人類の保健・医療に貢献をしたアジアの薬剤師等を顕彰する。2020 年度が該当年であったが、新型コロナウイルス感染症流行による影響により 2022 年度に開催が延期。

以上